

	<p>埼玉石心会病院 院長 印 保険薬局 印</p>
プロトコール名	院外処方における疑義照会
プロトコール内容	<p>① 患者希望、あるいはアドヒアランス不良がヒート調剤により改善されると判断され、一包化指示が不要となる場合、疑義照会不要とする。</p> <p>(例) 分包紙が上手く切れず、一包化調剤で服用困難だが、ヒート調剤であれば問題なく服用可能 → 一包化指示削除 (例) 一包化すると1つ1つの薬の把握が困難であるため、患者がヒート調剤を希望 → 一包化指示削除</p> <p>② 用法用量に変更が無い規格変更または剤形変更の場合、疑義照会不要とする。ただし、変更に伴う患者の不利益について説明と同意を得た場合に限る。</p> <p>(例) ワーファリン錠1mg 1回0.5錠 1日1回朝食後 → ワーファリン錠0.5mg 1回1錠 1日1回朝食後 (例) イグザレルトOD錠15mg → イグザレルト錠15mg (例) カロナール錠 1回400mg → カロナール細粒20% 1回2g (例) イルアミクス配合錠HD 1錠 → イルベサルタン錠100mg 1錠 + アムロジピン錠10mg 1錠</p> <p>③ 投薬期間に上限のある睡眠薬または抗不安薬の処方のうち、上限を超える投薬期間を上限の投薬期間に変更する場合、疑義照会不要とする。ただし、上限の投薬期間への変更に伴い次回外来までに薬が不足すると想定される場合は、患者に薬が無くなる前に受診するよう勧める。湿布薬が1処方あたり64枚以上処方されていた場合、63枚への変更は疑義照会不要とする。</p> <p>(例) ゾルピデム酒石酸塩錠5mg 80日分 → 30日分 (例) ロキソプロフェンテープ100mg 70枚 → 63枚</p> <p>④ 残薬調整のために処方日数を減らす場合、疑義照会不要とする。残薬調整のために外用剤の全量を減らす場合も含む。ただし、残薬調整のため処方削除の依頼があった場合、次回処方の際に処方漏れを防ぐため、処方削除はせずに処方日数を1日分に変更する。</p> <p>(例) アムロジピン錠5mg 30日分 → 5日分 (25日分残薬を確認) (例) アムロジピン錠5mg 30日分 → 1日分 (35日分残薬を確認) (例) ビソノテープ4mg 貼付1日1回、1回1枚 全量30枚 → 全量10枚 (20枚残薬を確認)</p> <p>⑤ 週1回製剤または月1回製剤が、他の連日投与製剤と同一日数で処方されている場合、他の連日投与製剤の処方日数に合わせた週1回製剤または月1回製剤の投与実日数への日数変更は、疑義照会不要とする。</p> <p>(例) リセドロン酸Na錠17.5mg 14日分、アムロジピン錠5mg 14日分 → リセドロン酸Na錠17.5mg 2日分、アムロジピン錠5mg 14日分</p> <p>⑥ レセプト上区別されない用法への変更は疑義照会不要とする。</p> <p>(例) 食前 → 食直前 (例) 食後 → 食直後</p> <p>⑦ 予め取り決めた薬剤※の添付文書通りの用法変更は疑義照会不要とする。</p> <p>※イナビル、リレンザ、ポビドンヨードガーグル、その他用法1種類のための外用剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イナビル吸入粉末剤20mg 2キット 1回2吸入 → 2キット 1回4吸入 ・リレンザ 10プリスター 1日2回 1回1プリスター → 20プリスター 1日2回 1回2プリスター ・ポビドンヨードガーグル液7%について単独処方など治療目的かどうか判断がつかない場合でも「治療目的の使用」とみなし、処方箋上に「治療目的のため使用」のコメントを付与する。 ・その他用法1種類のための外用剤 (例) ロキソプロフェンテープ (パップ) 1日2回、適宜 等 → 1日1回
記録	上記(①～⑦)の処方修正を行った場合は、変更内容を診療録に必ず記載する。

	さやま総合クリニック 院長 印 保険薬局 印
プロトコール名	院外処方における疑義照会
プロトコール内容	<p>① 患者希望、あるいはアドヒアランス不良がヒート調剤により改善されると判断され、一包化指示が不要となる場合、疑義照会不要とする。 (例) 分包紙が上手く切れず、一包化調剤で服用困難だが、ヒート調剤であれば問題なく服用可能 → 一包化指示削除 (例) 一包化すると1つ1つの薬の把握が困難であるため、患者がヒート調剤を希望 → 一包化指示削除</p> <p>② 用法用量に変更が無い規格変更または剤形変更の場合、疑義照会不要とする。ただし、変更に伴う患者の不利益について説明と同意を得た場合に限る。 (例) ワーファリン錠1mg 1回0.5錠 1日1回朝食後 → ワーファリン錠0.5mg 1回1錠 1日1回朝食後 (例) イグザレルトOD錠15mg → イグザレルト錠15mg (例) カロナール錠 1回400mg → カロナール細粒20% 1回2g (例) イルアミクス配合錠HD 1錠 → イルベサルタン錠100mg 1錠 + アムロジピン錠10mg 1錠</p> <p>③ 投薬期間に上限のある睡眠薬または抗不安薬の処方のうち、上限を超える投薬期間を上限の投薬期間に変更する場合、疑義照会不要とする。 ただし、上限の投薬期間への変更に伴い次回外来までに薬が不足すると想定される場合は、患者に薬が無くなる前に受診するよう勧める。 湿布薬が1処方あたり64枚以上処方されていた場合、63枚への変更は疑義照会不要とする。 (例) ゾルピデム酒石酸塩錠5mg 80日分 → 30日分 (例) ロキソプロフェンテープ100mg 70枚 → 63枚</p> <p>④ 残薬調整のために処方日数を減らす場合、疑義照会不要とする。残薬調整のために外用剤の全量を減らす場合も含む。 ただし、残薬調整のため処方削除の依頼があった場合、次回処方の際に処方漏れを防ぐため、処方削除はせずに処方日数を1日分に変更する。 (例) アムロジピン錠5mg 30日分 → 5日分 (25日分残薬を確認) (例) アムロジピン錠5mg 30日分 → 1日分 (35日分残薬を確認) (例) ビソノテープ4mg 貼付1日1回、1回1枚 全量30枚 → 全量10枚 (20枚残薬を確認)</p> <p>⑤ 週1回製剤または月1回製剤が、他の連日投与製剤と同一日数で処方されている場合、他の連日投与製剤の処方日数に合わせた週1回製剤または月1回製剤の投与実日数への日数変更は、疑義照会不要とする。 (例) リセドロン酸Na錠17.5mg 14日分、アムロジピン錠5mg 14日分 → リセドロン酸Na錠17.5mg 2日分、アムロジピン錠5mg 14日分</p> <p>⑥ レセプト上区別されない用法への変更は疑義照会不要とする。 (例) 食前 → 食直前 (例) 食後 → 食直後</p> <p>⑦ 予め取り決めた薬剤※の添付文書通りの用法変更は疑義照会不要とする。 ※イナビル、リレンザ、ポビドンヨードガーグル、その他用法1種類のみ外用剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イナビル吸入粉末剤20mg 2キット 1回2吸入 → 2キット 1回4吸入 ・リレンザ 10プリスター 1日2回 1回1プリスター → 20プリスター 1日2回 1回2プリスター ・ポビドンヨードガーグル液7%について単独処方など治療目的かどうか判断がつかない場合でも「治療目的の使用」とみなし、処方箋上に「治療目的のため使用」のコメントを付与する。 ・その他用法1種類のみ外用剤 (例) ロキソプロフェンテープ (パップ) 1日2回、適宜 等 → 1日1回
記録	上記(①～⑦)の処方修正を行った場合は、変更内容を診療録に必ず記載する。

	<p>さやま腎クリニック 院長 印 保険薬局 印</p>
<p>プロトコール名</p>	<p>院外処方における疑義照会</p>
<p>プロトコール内容</p>	<p>① 患者希望、あるいはアドヒアランス不良がヒート調剤により改善されると判断され、一包化指示が不要となる場合、疑義照会不要とする。 (例) 分包紙が上手く切れず、一包化調剤で服用困難だが、ヒート調剤であれば問題なく服用可能 → 一包化指示削除 (例) 一包化すると1つ1つの薬の把握が困難であるため、患者がヒート調剤を希望 → 一包化指示削除</p> <p>② 用法用量に変更が無い規格変更または剤形変更の場合、疑義照会不要とする。ただし、変更に伴う患者の不利益について説明と同意を得た場合に限る。 (例) ワーファリン錠1mg 1回0.5錠 1日1回朝食後 → ワーファリン錠0.5mg 1回1錠 1日1回朝食後 (例) イグザレルトOD錠15mg → イグザレルト錠15mg (例) カロナール錠 1回400mg → カロナール細粒20% 1回2g (例) イルアミクス配合錠HD 1錠 → イルベサルタン錠100mg 1錠 + アムロジピン錠10mg 1錠</p> <p>③ 投薬期間に上限のある睡眠薬または抗不安薬の処方のうち、上限を超える投薬期間を上限の投薬期間に変更する場合、疑義照会不要とする。 ただし、上限の投薬期間への変更に伴い次回外来までに薬が不足すると想定される場合は、患者に薬が無くなる前に受診するよう勧める。 湿布薬が1処方あたり64枚以上処方されていた場合、63枚への変更は疑義照会不要とする。 (例) ゾルピデム酒石酸塩錠5mg 80日分 → 30日分 (例) ロキソプロフェンテープ100mg 70枚 → 63枚</p> <p>④ 残薬調整のために処方日数を減らす場合、疑義照会不要とする。残薬調整のために外用剤の全量を減らす場合も含む。 ただし、残薬調整のため処方削除の依頼があった場合、次回処方の際に処方漏れを防ぐため、処方削除はせずに処方日数を1日分に変更する。 (例) アムロジピン錠5mg 30日分 → 5日分 (25日分残薬を確認) (例) アムロジピン錠5mg 30日分 → 1日分 (35日分残薬を確認) (例) ビソノテープ4mg 貼付1日1回、1回1枚 全量30枚 → 全量10枚 (20枚残薬を確認)</p> <p>⑤ 週1回製剤または月1回製剤が、他の連日投与製剤と同一日数で処方されている場合、他の連日投与製剤の処方日数に合わせた週1回製剤または月1回製剤の投与実日数への日数変更は、疑義照会不要とする。 (例) リセドロン酸Na錠17.5mg 14日分、アムロジピン錠5mg 14日分 → リセドロン酸Na錠17.5mg 2日分、アムロジピン錠5mg 14日分</p> <p>⑥ レセプト上区別されない用法への変更は疑義照会不要とする。 (例) 食前 → 食直前 (例) 食後 → 食直後</p> <p>⑦ 予め取り決めた薬剤※の添付文書通りの用法変更は疑義照会不要とする。 ※イナビル、リレンザ、ポビドンヨードガーグル、その他用法1種類のための外用剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イナビル吸入粉末剤20mg 2キット 1回2吸入 → 2キット 1回4吸入 ・リレンザ 10プリスター 1日2回 1回1プリスター → 20プリスター 1日2回 1回2プリスター ・ポビドンヨードガーグル液7%について単独処方など治療目的かどうか判断がつかない場合でも「治療目的の使用」とみなし、処方箋上に「治療目的のため使用」のコメントを付与する。 ・その他用法1種類のための外用剤 (例) ロキソプロフェンテープ (パップ) 1日2回、適宜 等 → 1日1回
<p>記録</p>	<p>上記(①～⑦)の処方修正を行った場合は、変更内容を診療録に必ず記載する。</p>

	<p>さやま地域ケアクリニック 院長 印 保険薬局 印</p>
プロトコール名	院外処方における疑義照会
プロトコール内容	<p>① 患者希望、あるいはアドヒアランス不良がヒート調剤により改善されると判断され、一包化指示が不要となる場合、疑義照会不要とする。</p> <p>(例) 分包紙が上手く切れず、一包化調剤で服用困難だが、ヒート調剤であれば問題なく服用可能 → 一包化指示削除 (例) 一包化すると1つ1つの薬の把握が困難であるため、患者がヒート調剤を希望 → 一包化指示削除</p> <p>② 用法用量に変更が無い規格変更または剤形変更の場合、疑義照会不要とする。ただし、変更に伴う患者の不利益について説明と同意を得た場合に限る。</p> <p>(例) ワーファリン錠1mg 1回0.5錠 1日1回朝食後 → ワーファリン錠0.5mg 1回1錠 1日1回朝食後 (例) イグザレルトOD錠15mg → イグザレルト錠15mg (例) カロナール錠 1回400mg → カロナール細粒20% 1回2g (例) イルアミクス配合錠HD 1錠 → イルベサルタン錠100mg 1錠 + アムロジピン錠10mg 1錠</p> <p>③ 投薬期間に上限のある睡眠薬または抗不安薬の処方のうち、上限を超える投薬期間を上限の投薬期間に変更する場合、疑義照会不要とする。ただし、上限の投薬期間への変更に伴い次回外来までに薬が不足すると想定される場合は、患者に薬が無くなる前に受診するよう勧める。湿布薬が1処方あたり64枚以上処方されていた場合、63枚への変更は疑義照会不要とする。</p> <p>(例) ゾルピデム酒石酸塩錠5mg 80日分 → 30日分 (例) ロキソプロフェンテープ100mg 70枚 → 63枚</p> <p>④ 残薬調整のために処方日数を減らす場合、疑義照会不要とする。残薬調整のために外用剤の全量を減らす場合も含む。ただし、残薬調整のため処方削除の依頼があった場合、次回処方の際に処方漏れを防ぐため、処方削除はせずに処方日数を1日分に変更する。</p> <p>(例) アムロジピン錠5mg 30日分 → 5日分 (25日分残薬を確認) (例) アムロジピン錠5mg 30日分 → 1日分 (35日分残薬を確認) (例) ビソノテープ4mg 貼付1日1回、1回1枚 全量30枚 → 全量10枚 (20枚残薬を確認)</p> <p>⑤ 週1回製剤または月1回製剤が、他の連日投与製剤と同一日数で処方されている場合、他の連日投与製剤の処方日数に合わせた週1回製剤または月1回製剤の投与実日数への日数変更は、疑義照会不要とする。</p> <p>(例) リセドロン酸Na錠17.5mg 14日分、アムロジピン錠5mg 14日分 → リセドロン酸Na錠17.5mg 2日分、アムロジピン錠5mg 14日分</p> <p>⑥ レセプト上区別されない用法への変更は疑義照会不要とする。</p> <p>(例) 食前 → 食直前 (例) 食後 → 食直後</p> <p>⑦ 予め取り決めた薬剤※の添付文書通りの用法変更は疑義照会不要とする。</p> <p>※イナビル、リレンザ、ポビドンヨードガーグル、その他用法1種類のための外用剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イナビル吸入粉末剤20mg 2キット 1回2吸入 → 2キット 1回4吸入 ・リレンザ 10プリスター 1日2回 1回1プリスター → 20プリスター 1日2回 1回2プリスター ・ポビドンヨードガーグル液7%について単独処方など治療目的かどうか判断がつかない場合でも「治療目的の使用」とみなし、処方箋上に「治療目的のため使用」のコメントを付与する。 ・その他用法1種類のための外用剤 (例) ロキソプロフェンテープ (パップ) 1日2回、適宜 等 → 1日1回
記録	上記(①～⑦)の処方修正を行った場合は、変更内容を診療録に必ず記載する。